

第 69 回厚生労働省独立行政法人評価委員会調査研究部会 議事について

<医薬基盤・健康・栄養研究所>

議題：新中長期目標案について 【改正独法通則法第 35 条の 4、附則第 2 条】

- 昨年 6 月に成立した改正独立行政法人通則法の施行（平成 27 年 4 月 1 日）に伴い、研究開発を主要業務とする法人は「研究開発の成果の最大化」を目的とし、「国立研究開発法人」に分類。厚生労働省においては以下の法人がこれに該当。

【国立研究開発法人（所属部会）】

- ・ 医薬基盤・健康・栄養研究所（調査研究部会）※基盤研と健栄研の統合法人
- ・ 国立高度専門医療研究センター 6 法人（高度専門医療研究部会）

※いずれの法人も平成 26 年度が中期目標期間の最終年度にあたる。

- 国立研究開発法人の中長期目標については、「研究開発の成果の最大化」に関する事項を定めるとともに、昨年 9 月に総務大臣が決定した「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（参考資料 3）に基づき策定しなければならない。また、中長期目標の策定にあたっては、改正独立行政法人通則法第 35 条の 4 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、総務省に設置される「独立行政法人評価制度委員会」の意見を聴くとともに、当該意見聴取に先立って、各府省に設置される「研究開発に関する審議会（研究開発審議会）」の意見を聴かなければならないとされている。
- 今年度においては、改正独立行政法人通則法の施行前ではあるものの、同法附則第 2 条の規定により、新中長期目標の策定に関し必要な手続その他の行為については、同法の規定の例により行うこととされ、各府省に設置される「研究開発審議会」の意見聴取については、「独立行政法人評価委員会」がその役割を担うこととされている。このため、今般、本部会において御審議いただくものである。
- なお、新中長期目標を受けて法人が作成する新中長期計画については、改正独立行政法人通則法附則第 2 条の規定により策定された中長期目標に関して、同条第 3 項の規定により、改正法施行日（平成 27 年 4 月 1 日）において同法第 35 条の 4 の規定に基づく中長期目標とみなされることから、改正法施行日に法人から認可申請がなされ、主務大臣が財務大臣協議を終えた上で認可することとなる。

※国立研究開発法人の目標策定については別添 1 を参照。中期目標期間終了時における独立行政法人の目標策定の流れについては別添 2 を参照。

議題：役員報酬規程の改正について 【独法通則法第52条、第53条】

- 独立行政法人は役員報酬規程を改正した場合、独立行政法人通則法第52条第2項の規定に基づき、主務大臣へ届け出るとともに、公表しなければならないとされている。主務大臣は当該届出がなされた際には、独立行政法人評価委員会に通知し、独立行政法人評価委員会は、同法第53条第2項の規定に基づき、通知を受けた「役員に対する報酬等の支給の基準」が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

<別添資料>

別添1 国立研究開発法人の目標策定について

別添2 組織・業務全般の見直し～新中長期目標・新中長期計画策定まで(流れ図)

別添3 参照条文

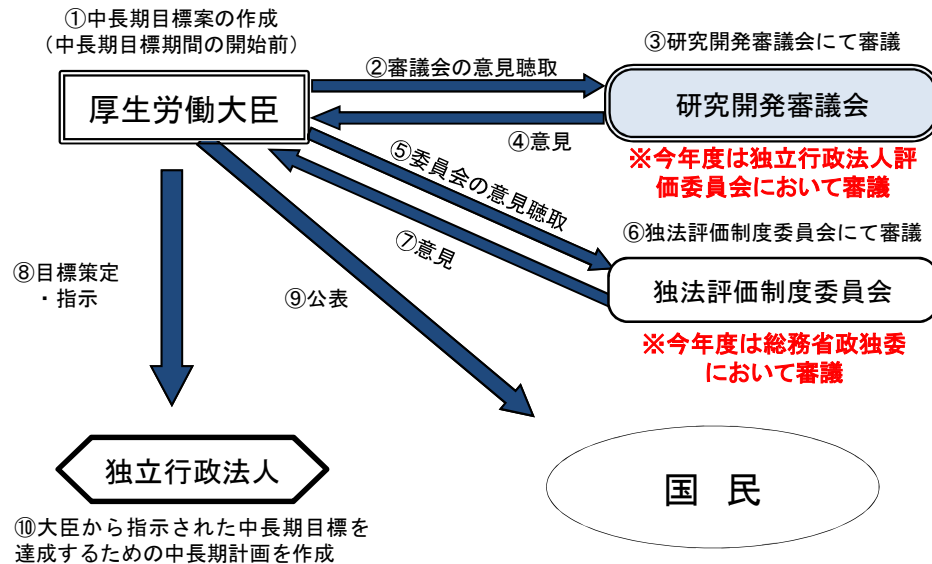
以上

国立研究開発法人の目標策定について

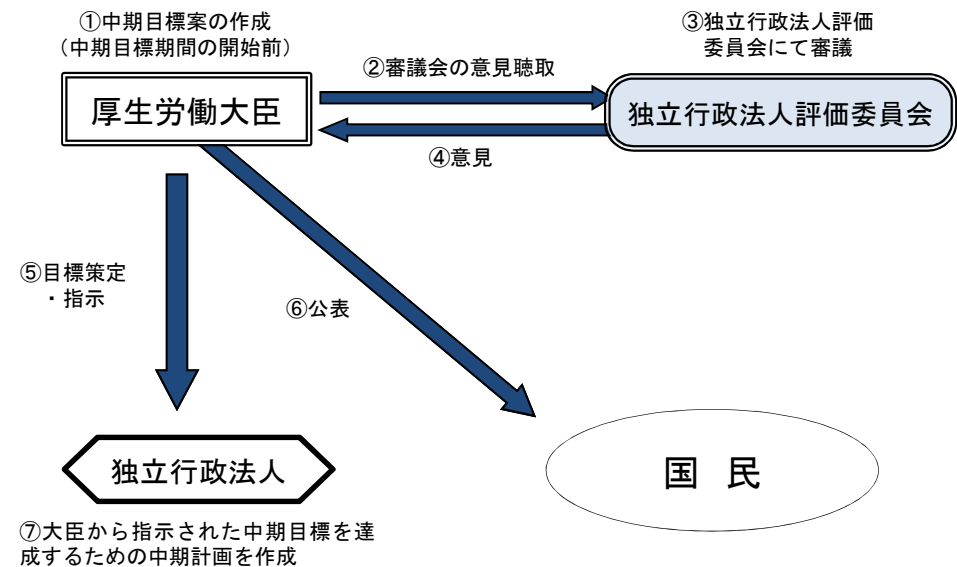
- 独法通則法の改正に伴い、研究開発を主要業務とする法人は研究開発成果の最大化を目的とし「国立研究開発法人」に分類。厚生労働省所管法人においては以下の法人が該当し、いずれも今年度が中期目標期間の最終年度に該当するため、次期中長期目標を策定する必要がある。
 【国立研究開発法人】医薬基盤・健康・栄養研究所（※基盤研と健栄研の統合法人）、国立高度専門医療研究センター6法人
- 国立研究開発法人の中長期目標は「研究開発の成果の最大化」に関する事項を定めるとともに、総務大臣が定める指針に基づき策定し、目標策定にあたっては、各府省に設置される「研究開発審議会」及び「独立行政法人評価制度委員会（総務省）」の意見を聴かなければならないとされている。
- なお、今年度においては改正法施行前ではあるものの、改正独法通則法附則第2条の規定により、目標策定に関する手続き等は同法の規定の例により行うこととされ、「研究開発審議会」については、その役割を「独立行政法人評価委員会」が担うこととされている。

【国立研究開発法人の場合】

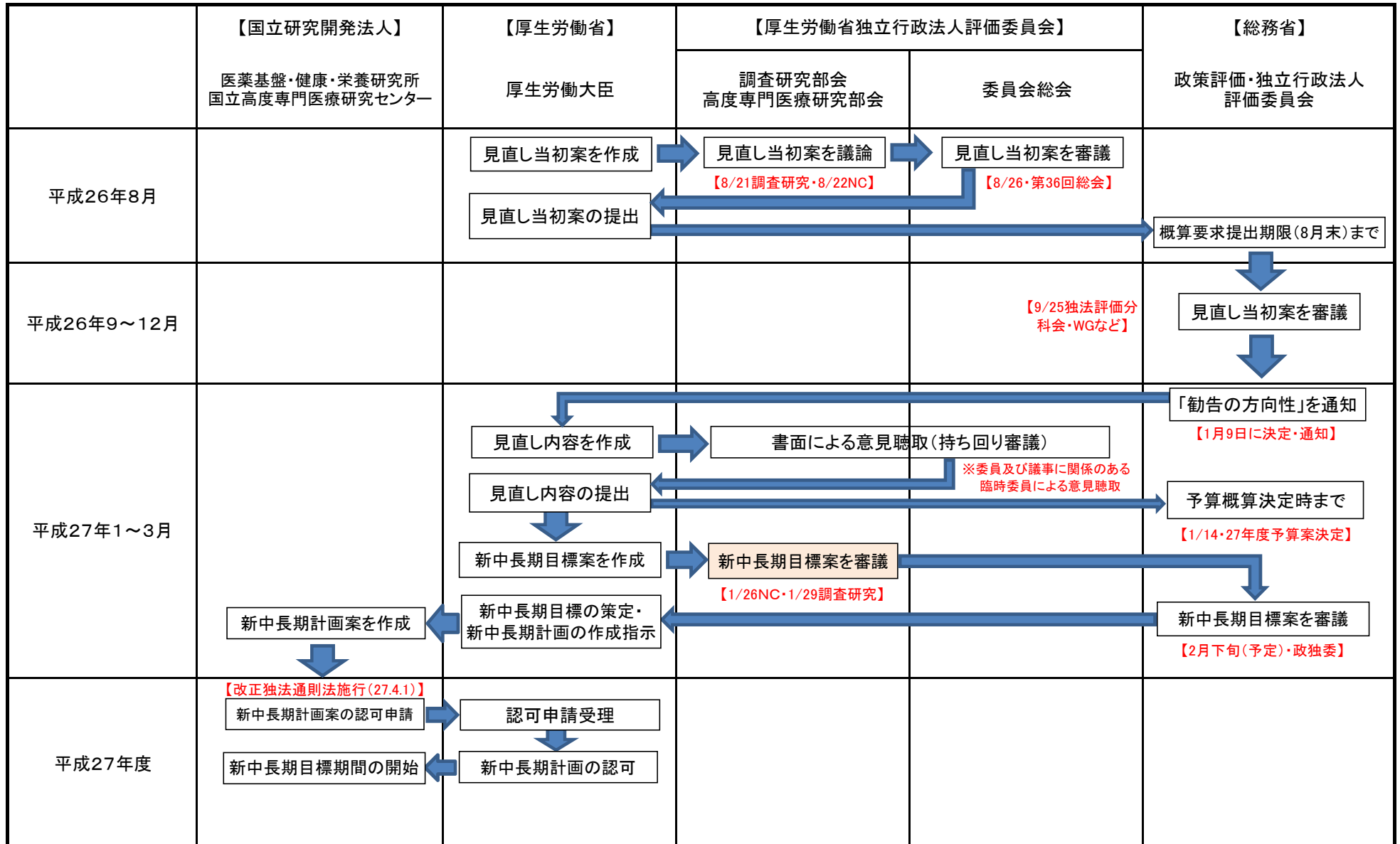
改正独法通則法施行後(H27.4.1～)



現行



組織・業務全般の見直し～新中長期目標・新中長期計画策定まで(流れ図)



※ 「新中長期目標の策定」、「新中長期計画の認可」については、独立行政法人通則法上、別途、財務大臣との協議を要する。
 ※ 改正独法通則法附則第2条の規定により、今年度における「新中長期目標の策定」は法改正後の手続きによることとされ、「研究開発審議会」に代わり「独立行政法人評価委員会」が、「独立行政法人評価制度委員会」に代わり「政策評価・独立行政法人評価委員会」がそれぞれ審議を行う。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号)(抄) (平成27年4月1日施行)

(評価等の指針の策定)

- 第二十八条の二 総務大臣は、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議が次条の規定により作成する研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案の内容を適切に反映するとともに、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の指針に基づき、第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標を定めるとともに、第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項の評価を行わなければならない。

(中長期目標)

- 第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
- 一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。
- 6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分之一を超えてはならない。

参 照 条 文

(中長期計画)

- 第三十五条の五** 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - 3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不
適当となったと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。

附 則

(準備行為等)

- 第二条** この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。
- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
 - 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

参 照 条 文

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。